

千葉県障害者緊急通報システム事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、簡易な操作で緊急通報することができる装置（以下「緊急通報装置」という。）を利用する在宅の重度身体障害者等に対し、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、あわせて定期的な健康状態の確認と相談に応じることにより、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急通報装置 障害者が身につけることが可能で、ごく簡単な操作により緊急事態を自動的に受信センター等に通報することが可能なもの。
- (2) 受信センター 緊急通報装置からの通報を24時間体制で受信して、状況確認のうえ必要に応じて適切な処置を行うための場所。
- (3) 協力員 利用者の緊急時に受信センターからの要請により利用者宅に出向き、現場確認を行う者。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、千葉県とする。ただし、市長は事業の一部を民間事業者等（以下「委託事業者」という。）に委託して実施するものとする。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、千葉県障害者日常生活用具費支給等事業実施要綱（以下「日具支給等要綱」という。）に基づき、緊急通報装置の購入に要する費用を支給されたもので、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和24年厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者障害程度等級表に定める1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する18歳以上の者であって、必要と認められる者。

(事業内容)

第5条 市長は、利用者に対して、次のサービスを提供する。

- (1) 利用者から緊急通報を受信した場合、速やかに適切な救急対応を行うこと。
 - (2) 利用者に対し、定期的な健康状態の確認を行うこと。
 - (3) 利用者から健康相談を受けた場合、適切な対応を行うこと。
 - (4) 必要に応じて関係機関への連絡調整を行うこと。
- 2 緊急事態対応のため、住居等の一部に破損を生じた場合は、その修復義務について、千葉県及び委託事業者は責任を負わないものとする。

(申請等)

第6条 事業を利用しようとする者は、日具支給等要綱第4条に基づき緊急通報装置の支給を申請する際に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 障害者緊急通報システムの利用にかかる誓約書(様式第1号)

(2) 障害者緊急通報システム協力員等届出書(様式第2号)

2 協力員は、利用者1人につき原則として1名確保するものとする。

3 市長は、日具支給等要綱第5条の規定により緊急通報装置の支給を決定したときは、その旨を委託事業者へ通知し、利用者の情報を提供するものとする。

(機器の管理)

第7条 利用者は、善良な管理者の注意をもって、緊急通報装置を使用しなければならない。

2 利用者は、緊急通報装置を事業の目的に反して使用し、譲渡し、貸付し、又は担保に供する等してはならない。

3 利用者は、故意又は過失により緊急通報装置を破損し、又は紛失したときは、直ちに市長にその旨を報告しなければならない。

(変更)

第8条 利用者は、第6条第1項の規定により申請を行った内容に変更が生じたときは、障害者緊急通報システム協力員等届出書(様式第2号)又は障害者緊急通報システム利用変更届(様式第3号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(廃止)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、障害者緊急通報システム利用廃止届(様式第4号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 第4条に規定する対象者に該当しなくなったとき。

(2) 緊急通報装置を利用する必要がなくなったとき。

(取消)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、利用を取り消すことができる。

(1) 前条の規定による届出のあったとき。

(2) 偽り又は不正の手段により、事業を利用していたとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) その他市長が事業を利用する必要がないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により利用を取り消したときは、障害者緊急通報システム利用取消通知書(様式第5号)により利用者に通知するものとする。

(利用者情報の提供)

第 1 1 条 市長は、利用者の情報を委託事業者に提供するにあたり、あらかじめ利用者の同意を得て情報提供するものとする。なお、委託事業者は、事業の委託によって知り得た利用者に関する秘密を守らなければならない。

2 市長は、提供している利用者の情報に変更があったとき、又は利用を取り消したときは、その旨を委託事業者へ通知するものとする。

(費用の請求)

第 1 2 条 委託事業者は、毎月、事業の運用状況等の報告書を添付して、市長に対して別に定める額を請求するものとする。

(補則)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。